

# 豊橋市議選考

①

地方政治  
クリエイト  
伊藤 秀昭

◎地元、親戚、同級生  
市議会議員選挙に当選するための要諦は地元、親戚、同級生を核にいか横に広げて一票一票を積み重ねることができるとある。

ところが、最近の冠婚葬祭が大きく変わってきたように、親戚の関係性は少子化とも重なって希薄になってきた。同級生も中学・高校を卒業して20年も30年もたてば、それぞれの属する社会のしがらみが出てくる。そのしがらみの中に割って入ることは容易な事ではなく、同級生仲間の短期決戦では、

「これらをこなす組織が必要になってくる。」  
◎校区合戦絵巻  
今回の豊橋市議選でも「〇〇校区推薦の〇〇〇〇が立候補のご挨拶に伺いました」と街宣カーから呼びかけたり、終盤戦になると、自治会長自ら候補者と交差

## おらが校区合戦に警鐘を



点に立ち、シンボルカラーの旗をなびかせて懸命に手を振る。個人演説会では「何としてもこの候補者を当選させて、校区のために働いてもらおうではな

と聞かれることが多かった。私の知る限り、校区推薦とは選挙の半年も前に立候補予定者から「推薦依頼状」が校区自治会長あてに提出され、校区自治会長

「自治会活動で生じる問題」として「政治・選挙との関係」を挙げ、次のように記している。

「自治会(町・校区)が、特定の政党などや候補者を推薦すること自体は、公職選挙法に違反するものではありません。自治会が政治活動や特定の候補者を推薦するなどの行為は、その地域住民の合意形成が難しく、推薦に同意できない

260条の2で「地縁による団体は、特定の政党(無所属の場合も)政党に準じて考える」のために利用してはならない」とされている。

地域福祉、地域包括ケアが叫ばれ、地域の安全・安心が重要な役割となった自治会活動が、公平で公正に住民に開かれた運営がなされることは時代の要請である。

街宣カーの運転手やウグイス嬢、電話作戦の要員などを町内会に割り振る陣営もあり、住民の反発が生じた地域もあった。

◎校区推薦とは何か  
市議選中、しばしば「校区推薦って誰が決めるのですか」

ある。  
岐阜県高富町(現山県市)の選挙管理委員会がかつて「自治会の全構成員がすべて参加し、かつ全員が賛成したのではない限り、推薦はできない」とする見解を示した。このようなことは物理的には不可能なので、地域推

「自治会(町・校区)が、特定の政党などや候補者を推薦すること自体は、公職選挙法に違反するものではありません。自治会が政治活動や特定の候補者を推薦するなどの行為は、その地域住民の合意形成が難しく、推薦に同意できない

また自治会には、任意団体である自治会と、不動産を保有するため認可され、地縁団体となつた自治会の二通りがある。地方自治法

つとって推薦が決定されている限り、関知しない」という見解である。  
いずれにしても、住民個人やそのグループが政治的活動を行う自由は憲法で保障されています。このような基本的人権を擁護するために、全ての住民に開かれていた自治会という組織が特定の政治的立場に立つてこれを住民に強制し、他を排除することはあってはならないことです。